

NYK グループ 税務方針

日本郵船グループ（以下、「当社グループ」という。）は、「税」を企業の社会的責任における不可欠な一部であると考えています。

当社グループは、事業を展開する国及び地域ごとの租税条約、租税法規その他関連諸規定並びにその精神を遵守し、適正な納税を行うことにより、これらの国や地域の発展に貢献するとともに、さまざまなステークホルダーの支持と信頼に応えていきます。

税務コンプライアンス

当社グループは、各国及び地域における関連する税法令に則り、税務申告書の作成と提出並びに納税を適正に行うことにより、税務コンプライアンスを遵守します。

当社グループは、OECD による BEPS プロジェクト等の国際的な取り組みや移転価格ガイドラインの趣旨に従って公平かつ透明性のある納税を実施します。

税務コスト適正化

当社グループは、税務コンプライアンスを前提としつつ、持続的成長と企業価値向上の観点から、合法的な税制の適用を通じて税務コストの適正化に努めます。具体的には、二重課税の排除や各国の優遇税制の趣旨を理解し、適切に活用することで、株主の信頼に応えていきます。

税務リスク管理

当社グループは、不確実性や不透明性のリスクを最小限に抑えるよう努めます。

事業取引を実施する際には、当社グループの税務部門が税務への影響とリスクを検証し、適切なモニタリングを行います。

税務上の解釈が不明確な取引が生じる場合は、専門家の助言を得ながら問題解決を図ります。

税務ガバナンス

税務処理を含む各種リスクについては、リスク管理方針及びリスク管理規則に基づき対応・管理しています。

当社グループは、取締役会を補佐する機関として、社長を委員長とする内部統制委員会を

設置しています。同委員会の下に設置される、内部統制に関する主要な委員会の一つであるリスク管理委員会では、当社の経営に大きな影響を与えうる重要リスクの管理状況の報告と評価を行い、その結果を取締役に報告しています。

内部統制委員会では、内部統制活動の実効性を確保するための内部統制に関する方針を策定し、取締役会が内部統制システムの整備を決定しています。

また内部監査部門が、内部監査に係る規則や基準等に基づき、当社及び子会社等の業務全般を、定期的に監査しています。

当社グループの税務部門は、然るべき専門知識を有するメンバーで構成されており、必要に応じて外部アドバイザーからサポートを受けています。

税務コンプライアンスが適切なレベルで実行されるよう、従業員への研修も実施しています。

事業活動の一環

当社グループのすべての取引は事業目的を有しており、税務上の目的のみでは行いません。

当社グループは、事業目的や事業実態の伴わない組織ストラクチャーや軽課税国(いわゆるタックス・ヘイブン)への利益移転を活用した租税回避を行いません。

当社グループが事業を実施している各国における優遇的な税制上の政策については、立法趣旨を遵守のうえ、その意図に沿った適用をすべく努めます。

税務当局との関係

当社グループは、事業を展開する国及び地域において、税務当局からの求めに対し、迅速な情報提供を行うなど適切に対応することで、各国税務当局との信頼関係を築きます。

事業活動の中で税務上の解釈が不明確な取引が生じる場合は、税務当局への事前相談制度等を通じて、速やかな解決を図ります。

許容可能なリスクの水準

当社グループは、税法が不明確または解釈の余地がある場合、適用される税法の下で許容される可能性が高い見解を採用する方針です。

また、税務調査の要請があれば、税務当局に対して適時かつ適切な情報開示を行い、誠実に対応・協力することで信頼関係の構築を行います。

一方で、税務ポジションの相違で当局と係争となる場合は、租税法律主義に則り、適切に対応し解決を図ります。